

第7回人権賞 受賞者 戸塚悦朗（弁護士）

【受賞理由】

精神障害者の人権擁護のため、人身保護請求をはじめとする国内の取り組みや国際人権連盟への働きかけ、国際法律家委員会による調査団派遣等に貢献。これにより、旧精神衛生法の大幅改正が実現したこと等への取り組みに対して。

Q 1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

欧州の保安処分制度調査で、英国では、精神障害者は原則として開放病棟に入り拘禁されず、強制入院の場合は独立の審査機関への不服申立権も保障されていることを知った。帰国後日本の実態を調査したところ、精神病院入院患者の85%以上が拘禁されているのに、国際人権B規約9条4項で保障されている独立の審査機関による解放決定を受ける権利も弁護人依頼権もないことを「発見」し、精神衛生法改正運動を始めた。

Q 2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

日弁連には理解してもらえず、私が所属した二弁人権擁護委員会と日弁連が対立関係になり、苦労した。一般人は、精神障害者を危険視し、実情をよく知る精神医療関係者の多くは、法改正運動には消極的で、マスコミもほとんど報道してくれなかった。少なからざる二弁会員も当初は半信半疑だった。「宇都宮病院事件」の摘発（社会党と朝日新聞の協力を得た）と国連活動（自由人権協会と国際人権連盟の協力を得た）の成功までそれが続いた。

Q 3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

効果は大きかったと思う。数年の運動で、1987年精神保健法が成立し、それが受賞理由になった。法改正の運動過程で、日弁連関係者との人間関係もこじれきっていた。日弁連関係者の相当数は東弁所属で、東弁内での私に対する悪評は、相当ひどいものだったと推測できた。ところが、その東弁から人権賞をいただくことができたことで、すっかり名誉・信用が回復された。

Q 4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

その後、5年ごとに法改正がなされ、精神障害者の人権擁護は少しずつ進んでいる。法により新設された各都道府県精神医療審査会には、単位会推薦の弁護士も参加している。運動は、日弁連被拘禁精神障害者小委員会、全国数か所の精神医療人権センター、単位会の当番弁護士制度などが引き継いでくれた。国際人権B規約選択議定書（個人通報権条約）の批准運動は、日弁連、大阪弁護士会等の単位会のみならず多くのNGOが熱心に取り組み、今なお発展的に継続中である。

Q 5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。

日本軍性奴隷問題に関して、日本が国家として被害者に謝罪し、補償することを実現するための議員立法の提案をしてきたが、この3月、野党3党（民・共・社）が統一法案を参議院に提案してくれた。この法案を成立させるための運動が発展し、やがてそれを実現することが当面のテーマである。また、B規約や女性差別撤廃条約の選択議定書の批准を実現し、国際機関への個人通報権が保障されるようにすることも大事な目標である。

Q 6 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともに聞かせください。

精神障害者を違法拘禁・虐待した「宇都宮病院事件」では、政府をも被告にB規約違反を主張した。政府相手に勝訴したものの、理由は別にあり、この主張は宙に浮いた。政府に敗訴した場合は、国際人権B規約委員会に通報しようと考え、B規約選択議定書の批准運動を始めたが、それが日本軍性奴隷問題に発展し、上記のようなテーマを抱えるに至ったものである。この問題を1992年に国連に提起して以来、女性の人権問題を意識させられ、日本男性として女性の権利を侵害し続けてきたことを反省するようになった。日本の司法は、政治と同罪で戦前を継承しており、女性に対する組織的権力犯罪を不処罰のまま放置し、国際法違反状態を解除するための行動を怠り、男性中心そのものである。司法改革運動は、これらと直面すべきであり、またそれを指摘し続けようと思っている。